

平成29年第2回 隠岐広域連合議会臨時会 会議録

1. 招集年月日 平成29年12月 5日 (火)
2. 招集の場所 隠岐広域連合議場
3. 開会 (開議) 平成29年12月19日 (火) 14時36分宣告
4. 閉会 (閉議) 平成29年12月19日 (火) 15時05分宣告
5. 出席議員

1番	松 新 俊 典	8番	池 田 賢 治
2番	並 河 孝 成	9番	安 部 大 助
3番	西 尾 幸 太 郎	10番	平 田 文 夫
4番	中 濱 堯 介	11番	吉 田 雅 紀
5番	柏 原 広 行	12番	中 島 謙 二
6番	村 上 三 三 郎	13番	米 澤 壽 重
7番	高 松 照 佳	14番	井 尻 義 教

6. 欠席議員
なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	池 田 高 世 偉	介護保険課長	藤 野 則 子
副広域連合長	山 内 道 雄 (代)	隠岐島前病院事務部長	天 草 巧
同	升 谷 健	隠岐病院事務部長	齋 藤 英 典
同	平 木 伴 佳	同 総務課長	齋 賀 光 成
同	室 崎 隆 司	消 防 長	久 永 吉 人
事務局長	川 崎 康 久	同 次 長	藤 田 正 峯
総務課長	野 津 信 吾		

8. 職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長 福 島 康 利 書記 山 崎 一 美

9. 会議録署名議員

12番 中 島 謙 二 13番 米 澤 壽 重

10. 議事日程 別紙のとおり

11. 議員の異動並びに議席の指定及び変更 該当なし

12. 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項

(1) 広域連合長提出議案の題目

議第26号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

- 議第 27 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 28 号 平成 29 年度 隠岐広域連合一般会計補正予算 (第 3 号)
- 議第 29 号 平成 29 年度 介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議第 30 号 平成 29 年度 隠岐病院事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議第 31 号 平成 29 年度 消防事業特別会計補正予算 (第 3 号)

- 13. 選挙の経過 該当なし
- 14. 議事の経過 次ページ以下会議録参照
- 15. 常任委員会委員の選任 該当なし
- 16. 議会運営委員会委員の選任 該当なし
- 17. 傍聴者 1 名

議 事

《議長あいさつ》

○議長 (井尻 義教)

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成 29 年第 2 回臨時会が招集されたところであり、議員各位におかれましては、ご多忙のところをご参集いただきありがとうございます。

本臨時会には、条例の一部改正案件 2 件、補正予算案件 4 件を含めた 6 案件の上程が予定されております。

議員各位には慎重審議を頂きまして、適切なお決定を賜り、速やかな議事進行が図れますよう、本席からご協力をお願い致し開会のご挨拶と致します。

《開 会》 号 鈴

ただいまより、平成 29 年第 2 回 隠岐広域連合議会臨時会を開会いたします。
(開会宣告 14 時 36 分)

ただちに、本日の会議を開きます。

(開議宣告 14 時 36 分)

本日議員の出席は、全員出席であります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、隠岐広域連合議会会議規則第126条の規定により、12番・「中島謙二」議員、13番・「米澤壽重」議員を指名いたします。

日程第2 「会期の決定」の件を議題と致します。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日12月19日の1日間にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、会期は、本日12月19日の、1日間と決定致しました。

《 議 案 上 程 》

日程第3 「議案上程」の件を議題と致します。

議第26号 「特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」についてから議第31号 「平成29年度 消防事業特別会計補正予算(第3号)」までの6案件を一括して議題と致します。

只今、議題となりました、6案件につきまして、提出者から、提案理由の説明を求めます。

(「議長・番外」の挙手あり)

番外 池田広域連合長

○番外(池田広域連合長)

みなさんこんにちは。

平成29年第2回隠岐広域連合議会臨時会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、師走の何かとご多忙の中、第2回議会臨時会を招集させて頂きましたが、ご出席を頂きまして誠にありがとうございます。

寒さが一段と増して参りましたが、皆様方にはいよいよご盛栄のこととお慶び申し上げます。

さて、昨年、11月22日に広域連合長の職に就任させていただき、1年が経過いたしました。

議員各位、また島根県知事・構成町村長を始め、関係者の皆さまのご支援ご協力を賜り、隠岐広域連合の発展、また隠岐島民の方々が安心して暮らせるため、医療、航路、防災、更には保健福祉等々の充実強化に努めているところでございます。

今後も議員各位におかれましては、引き続きお力添えを賜りますようよろしく

お願い申し上げます。

それでは、本臨時会に提出させていただきました、議第26号「特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」から議第31号「平成29年度消防事業特別会計補正予算（第3号）」までの6件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書1ページをお願いいたします。

議第26号「特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

常勤副広域連合長の配置に伴い、第2条では寒冷地手当支給規定の削除、第3条は期末手当支給率を変更するものでございます。

施行日は、公布の日でございます。

次に議案書2ページをお願いいたします。

議第27号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

平成29年度の人事院勧告により、国の「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されましたので、国に準じて、勤勉手当の支給率を一部改正し、月例給を平均で0、2%引き上げるものであります。

施行日は、公布の日から施行し、月例給及び勤勉手当支給割合に関する改正は平成29年4月1日から適用するものであります。また、勤勉手当支給割合の配分に関する改正の施行日は平成30年4月1日とするものであります。

次に議案書21ページをお願いいたします。

議第28号「平成29年度 隠岐広域連合一般会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費において、人事院勧告等に伴う人件費の増分152万7千円と、レインボープラザ管理費において改修工事に伴う休館期間延長による指定管理料の増及び屋上空調配管設備工事の追加に伴う増分で324万2千円、合計476万9千円を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金、諸収入をそれぞれ増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ476万9千円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ7億922万2千円とするものであります。

次に議案書23ページをお願いいたします。

議第29号「平成29年度 介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費において、人事院勧告に伴う人件費、合計29万8千円を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ29万8千円を増額し、歳入歳出の総額をそれ

ぞれ35億2,353万3千円とするものであります。

次に議案書25ページをお願いいたします。

議第30号「平成29年度 隠岐病院事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

補正予算第2条は、収益的収入及び支出で病院事業費用を増額するものであります。第1項の医業費用で、人事院勧告に伴う給与費、合計876万1千円を増額するものであります。

補正予算第3条は、議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費で、補正予算第2条と同様に給与費を増額するものであります。

次に議案書26ページをお願いいたします。

議第31号「平成29年度 消防事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費において、人事院勧告に伴う人件費等、合計487万7千円を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ487万7千円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ6億6,090万円とするものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきますが、必要に応じ所属長及び担当課長から詳細説明をさせていただきますので、何卒慎重審議の上、適切なご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（井尻 義教）

以上で提案理由の説明を終わります。

《質 疑》

日程第4 これより「質疑」を行います。

議第26号 「特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

（「議長 番外」の声あり）

番外 野津総務課長

○番外（野津総務課長）

議第26号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして詳細説明を申し上げます。

改正の詳細内容につきましては、資料2 議案に関する参考資料をご用意いたします。

1 頁

常勤副広域連合長の配置に伴いまして寒冷地手当支給規定の削除と期末手当支給率を変更するものでございます。

同資料2頁は新旧対照表になっております。

第2条において寒冷地手当の支給規定が残っておりますがこれを削除するものでございます。

第3条第2項では改正前は一般職の例によるとなっております。これは期末手当の額は一般職と同様と云うこととありますが、具体的に申しますと全体では100分の260、6月に100分の122.5、12月に100分の137.5、合計100分の260が現在の一般職の規定となっております。現在の構成町村の特別職の職員の期末手当支給率を参考に6月期は100分の140、12月期は100分の155、合計100分の295に改めるものです。

施行期日については公布の日を予定しております。

詳細説明以上でございます。

○議長（井尻 義教）

ただいま説明のありました議第26号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で議第26号の質疑を終わります。

次に議第27号 「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

（「議長 番外」の声あり）

番外 野津総務課長

○番外（野津総務課長）

議第27号 「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について詳細説明を申し上げます。

改正の内容につきましては、資料2 1頁をご覧ください。

国におきまして平成29年度の人事院勧告によります勤勉手当0.1月分の引き上げを行ったところです。当広域連合におきましても国に準拠致しまして当該条例の規定を改めるものでございます。

施行期日は公布の日から施行し、平成29年度12月期の勤勉手当を0.1月分引き上げる規定は平成29年4月1日適用でございます。勤勉手当の平成30年度以降の6月期、12月期に分けての配分する規定は平成30年4月1日から施行することとしております。

以上でございます。

○議長（井尻 義教）

ただいま説明のありました議第27号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

○6番（村上 三三郎）

配付された資料によりますと職員の配置については医療関係では行政職が20名、医療職一（医師）が19名、医療職二（医療技術員）が26名、医療職三（看護師・准看護師）が91名、技労職が2名、合計158名、消防職においては消防職67名、行政職1名の計68名、総計226名となっております。

次の点についてお尋ね致します。

1. 各職種の再任が発生するのはどんな場合ですか。
2. 看護師・准看護師などの出産・育児のための休暇の期間は平均でどれくらいですか。
3. この休暇期間中の補充体制はどのようになっていますか。
4. 再任用を終えて元の職場に復帰する場合の給与等の条件はどうなっていますか。
5. これらに対する病院・消防署の職員組合の要求と当局の対応はどうなっていますか。
6. 再任用職員の給料表が適用される期間はどのくらいですか。

以上です。

○番外（野津総務課長）

村上議員のご質問にお答え致します。

再任用の現在の状況について説明致します。

再任用制度は、年金を貰うまでの期間を埋めるために退職した職員の希望があれば再任用出来る制度を設けたものでございます。これは隠岐広域連合でも平成25年9月27日条例で、職員の再任用に関する条例を設けてございます。現在の隠岐広域連合の再任用職員の状況ですが、これまで一人も再任用職員はおりません。

- 1の再任用職員は現在もいません。
- 2の看護師等の育休・産休の期間ですがデータをきちんと平均しておりませんので、平均的な期間については後日提出するしかないと思っております。通常産前・産後休暇を取り、その後育児休暇を1年間の届けが出ているのが平均ではないかと思っております。
- 3の休暇期間の補充体制につきましては、退職した看護師さん等に声をかけてその期間だけ対応して頂くようにしています。
- 4の再任用を終えて復帰する場合の条件ですが、再任用がございませんので、育休等を終えての復帰であれば現状の身分のまま復帰をします。
- 5の職員組合と当局の対応につきましては再任用制度につきましては職員組合と協議をして現在の条例・規則等で運用しています。
- 6の再任用職員の給料表が適用される期間ですが、もしいけば1年1年の本人からの申請となりますので、期間は基本的に1年で切れることとなります。

以上でございます。

○議長（井尻 義教）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で議第27号の質疑を終わります。

次に議第28号 「平成29年度 隠岐広域連合一般会計補正予算（第3号）」について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

(「議長 番外」の声あり)

番外 野津総務課長

○番外 (野津総務課長)

議第28号 「平成29年度 隠岐広域連合一般会計補正予算(第3号)」について詳細説明を申し上げます。

資料1 予算に関する説明書 4頁 歳出

先ほど給与条例の改正の説明をさせて頂きましたが、この給与条例の改正に伴いまして、各目の人件費の増額補正をお願いするものです。

人件費以外に2目レインボープラザ管理費でございます。

13節. 委託料、15節. 工事請負費の増額をお願いしたいと思っております。

この詳細につきましては資料2 議案に関する参考資料 24頁

13節委託料の増額については、休館期間を1ヶ月延長したいと思っております。これに伴います休業補償費の増額です。

当初はH30.1.9~H30.3.9までを休館の予定をしていましたが、変更と云うことでH29.12.11~H30.3.9までの89日間に延長したいと思っております。

休館期間1ヶ月延長の理由は、次の15節工事請負費で出てきますが屋上空調設備の更新に伴います配管更新工事の追加があり工事期間を伸ばさして頂きたいこと、また、3階客室の増室工事を予定していますが、当初の計画では営業期間中にこの工事が何とか出来るであろうと予定をしていましたが、特に解体工事で音が出ると云うことで4階に泊まっている妊産婦等の患者宿泊ルームの運用に影響が出ることを判断致しまして延長すると云うことでございます。

エレベーター、空調関係の設備の更新の予定をしていますが調整及び竣工検査の期間等について当初の見込みを1週間から10日程度を予定していましたが、工程会議等を行ったところ15日程度に延ばしたいということから、1ヶ月程度休館期間を延ばすと云うことで休業補償を1ヶ月分増額をさせて頂きたいと思っております。金額は1,623千円を増額させて頂きたいと思っております。

25頁 工事請負費

理由ですが屋上の防水工事に伴う一部破壊検査を行ったところ配管の劣化が確認され、工程会議で全面的な更新の必要であろうと判断をさせて頂いたところであります。

工事額の見積額が2,376千円、本工事の予算残額が757千円ありましたので差引1,619千円を増額補正させて頂きたいと思っております。

歳出の補正内容は以上でございます

歳入 資料1 予算に関する説明書 2頁

1款 分担金及び負担金につきましては先ほど説明致しました各目の分担金及び負担金を増額させて頂きたいと思っております。

7款 諸収入では、仁万の里派遣職員人件費にかかります博愛負担分も併せて補正したいと思っております。

歳入補正額の合計が 4,769 千円の増額をお願いしたいと思っています。
以上でございます。

○議長（井尻 義教）

ただいま説明のありました議第 28 号について質疑を行います。
質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で議第 28 号の質疑を終わります。

次に議第 29 号 「平成 29 年度 介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」
について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

（「議長 番外」の声あり）

番外 藤野介護保険課長

○番外（藤野介護保険課長）

議第 29 号 平成 29 年度 「介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」に
ついて説明いたします。

資料 1 予算に関する説明書 12 頁

人件費の補正で歳入・歳出共に 298 千円を増額し、補正後の予算額を 3,523,533
千円とするものでございます。

13 頁 下段 歳出

総務費、一般管理費の増額が 298 千円です。内容としましては給料、職員手当
等、共済費、負担金補助及び交付金の増額で、人事院勧告による給与改定及び共
済費については標準報酬月額改定に伴う増額でございます。

これに伴い上段の歳入については、2 款 分担金及び負担金、1 目 介護保険事
業負担金の増額が 298 千円です。町村毎の負担額については説明欄のとおりで
ございます。

以上でございます。

○議長（井尻 義教）

ただいま説明のありました議第 29 号について質疑を行います。
質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で議第 29 号の質疑を終わります。

次に議第 30 号 「平成 29 年度 隠岐病院事業特別会計補正予算（第 3 号）」
について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

（「議長 番外」の声あり）

番外 齋賀隠岐病院総務課長

○番外（齋賀総務課長）

議第 30 号 「平成 29 年度 隠岐病院事業特別会計補正予算（第 3 号）」の

説明をさせていただきます。

資料1 予算に関する説明書 21頁

他の会計と同様ですが人事院勧告と標準報酬月額の改定に伴いまして、給料、手当、法定福利費、退職給与費について増額をお願いするものでございます。補正額は8,761千円となっています。

今回の補正は支出のみでありまして、収支悪化に伴います構成団体負担金等の調整につきましては決算見込みと併せまして2月議会に提出をさせて頂きたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

以上でございます。

○議長（井尻 義教）

ただいま説明のありました議第30号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で議第30号の質疑を終わります。

次に議第31号 「平成29年度 消防事業特別会計補正予算（第3号）」について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

（「議長 番外」の声あり）

番外 藤田消防次長

○番外（藤田消防次長）

議第31号 「平成29年度 消防事業特別会計補正予算（第3号）」について説明申し上げます。

資料1 予算に関する説明書 29頁

歳入、歳出とも4,877千円の補正額で合計660,900千円とするものです。

30頁 歳出

他会計と同様に給料、職員手当等、共済費、負担金補助及び交付金は人事院勧告による給与改定に伴うものでございます。

11節 需用費ですが、平成30年度に定年退職者が1名でしたが、早期退職の申し出があり新規採用者が1名から2名になったことにより貸与品・被服費が必要になり1名分499千円を増額するものです。歳出合計補正額は4,877千円でございます

30頁 歳入

歳入は構成団体負担金となっており総額4,877千円でございます。構成町村別の負担金は表のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（井尻 義教）

ただいま説明のありました議第31号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第31号の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

日程第5. これより「討論」を行います。

議第26号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について から、議第31号 平成29年度 消防事業特別会計補正予算(第3号)までの6案件を、一括して討論に付します。

討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

以上で「討論」を終ります。

《 採 決 》

日程第6. これより「採決」を行います。

この採決は、起立によって行ないます。

始めに議第26号 「特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」についてから議第27号 「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてまでの2案件について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(「起立全員」)

起立「全員」であります。

よって議第26号 「特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」についてから議第27号 「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてまでの2案件については、原案のとおり可決されました。

次に議第28号 「平成29年度 隠岐広域連合一般会計補正予算(第3号)」から議第31号 「平成29年度 消防事業特別会計補正予算(第3号)」までの4案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(「起立全員」)

起立「全員」であります。

よって 議第28号 「平成29年度 隠岐広域連合一般会計補正予算(第3号)」から議第31号 「平成29年度 消防事業特別会計補正予算(第3号)」までの4案件につきましては、原案のとおり可決されました。

以上で採決を終わります。

以上をもって、本臨時会に提出された議案は、全て議了いたしました。
会議を閉じます。

(本会議閉議宣告 15時 16分)

(「議長 番外」の挙手あり)

番外 池田広域連合長

○番外 (池田広域連合長)

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会には、「特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」、
「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」をはじめ、平成29年度各会
計補正予算案の6議案を上程させていただきましたが、原案どおり可決、決定を
賜り、誠にありがとうございました。

平成29年は、「有人国境離島措置法」における、航路事業及び航空運送事業
に係る運賃等の低廉化が実施され、有人国境離島地域におきましては「自主自立」
への政策が実行できる環境が改善された年ではなかったかと思っております。

私にとりましては就任させて頂き1年を迎える年でありました。1年間を振り
返りますとなにぶん経験のない医療・保険を始めとする広域業務であり、また、
医療における医師を始めとするマンパワー不足に加え、予想だにできなかった精神
科医の退職等改めて離島における課題に向けしっかりと業務を遂行していくこ
とを決断した年でもあります。医療のみならず広域消防、介護制度と離島隠岐に
おける業務が無事に遂行されますことは議員各位によるお力添えによるもので
あり、引き続きご指導とご助言を賜りますようお願いを申し上げます。

いよいよ本年も終わりとなり議員各位におかれましては、ご健勝にて、ご家族
の皆様、地域の皆様おそろいの上、穏やかな新年をお迎えくださいますようご祈
念申し上げ、閉会の御礼のご挨拶といたします。

1年間、本当にお疲れ様でした。

ありがとうございました。

○議長 (井尻 義教)

閉会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては慎重審議を頂き、適切な議決を賜り誠にありがとう
ございました。速やかな議事進行にご協力を頂きましたことにつきまして重ねて
お礼を申し上げたいと思います。

本年も残すところ後わずかとなりました。議員各位、執行部の皆様におかれま
しては、健康に十分留意され、つつがなく新年を迎えますようご祈念申し上げ、
閉会のあいさつと致します。

本日はこれをもって散会し、平成29年 第2回隠岐広域連合議会臨時会を閉

会いたします。

(本会議閉会宣告 15時 20分)

以上会議の次第は、議会事務局長が調整したものであるが、その内容は正確であるのでこれを証明するためにここに署名をする。

平成29年 月 日

隠岐広域連合議会議長

隠岐広域連合議会議員

隠岐広域連合議会議員
